＜別紙１＞

介護老人保健施設きさか通所リハビリテーションのご案内
（令和８年６月１日現在）

１．施設の概要

（１）施設の名称等

・施設名　　：介護老人保健施設きさか
・開設年月日：平成１５年４月１日
・所在地　　：広島県東広島市西条町土与丸１２３５番地
・電話番号　：０８２－４２２－１５６０
・ファックス番号：０８２－４２１－０８３８
・管理者名　：施設長　井上　康
・介護保険指定番号　：　３４５２５８００３２

（２）介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

［介護老人保健施設きさかの運営方針］

介護老人保健施設きさかの実施する指定（介護予防）通所リハビリテーションは、居宅において要介護（要支援）状態にある高齢者に対し、適切な（介護予防）通所リハビリテーション計画に沿って計画的に提供します。

通所リハビリテーションの利用定員は１日に３４名とします。

（３）施設の職員体制

	常　勤	非常勤	夜　間	業務内容
・医　　師	－	3	－	医学的管理
・看護職員	3	1	－	健康チェック、機能訓練及び作業療法の補助
・薬剤師	－	－	－	
・介護職員	１１	2	－	食事、入浴、排泄、清潔等の介助
・支援相談員	－	1	－	福祉用具選定アドバイス等
・理学療法士	1	2	－	理学療法、住宅改修の指導等
・作業療法士	1	2	－	作業療法、住宅改修の指導等
・言語聴覚士	－	1	－	言語療法等
・管理栄養士	－	－	－	
・事務職員	2	－	－	事務管理全般
・その他	1	1	－	管理業務、リハビリ助手

（４）通所定員　　３４名／日

２．サービス内容

① 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
② 送迎
③ 食事
　昼食　１２時３０分～１３時３０分
④ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
⑤ 医学的管理・看護
⑥ 介護
⑦ リハビリテーション
⑧ 相談援助サービス
⑨ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
⑩ 利用者が選定する特別な食事の提供
⑪ レクリエーション
⑫ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
⑬ その他
　＊これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

３．協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関
　・名　称　：　医療法人社団　博愛会　木阪病院
　・住　所　：　広島県東広島市西条町土与丸１２３５番地

◇緊急時の連絡先

看護・介護・リハビリには細心の注意をもってあたっておりますが、もし事故が発生した場合は、緊急連絡先に速やかに連絡を入れるとともに、緊急の処置をとっております。更に重篤な事故の場合には、本人の住所地市町村（保険者）にも報告をするようにしております。

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

４．施設利用に当たっての留意事項

・　サービス利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
・　面会・・・・・・・・・・・・・・・・事前に連絡してください。
・　外出・・・・・・・・・・・・・・・・サービス利用中の外出はできません。
・　飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・・禁止しております。
・　火気の取扱い・・・・・・・・・・・・禁止しております。
・　設備・備品の利用・・・・・・・・・・ご相談に応じます。
・　所持品・備品等の持ち込み・・・・・原則持ち込みは禁止しております。
・　金銭・貴重品の管理・・・・・・・・原則、お預かりは行っておりません。
・　宗教活動・・・・・・・・・・・・・・禁止しております。
・　ペットの持ち込み・・・・・・・・・禁止しております。
・　携帯電話のご使用について・・・・・デイフロアーでの使用は禁止しております。
　医療機器の作動に支障をきたす恐れがあります。周囲の方にご迷惑にならないよう十分注意してお使いください。
　また、スタッフによる携帯電話に関しての対応（操作等）は致しかねます。

◎施設内の撮影・録音について・・・・・施設内での撮影や録音は禁止しております。
撮影等を希望される方は、必ず職員に声をかけていただき、諸課題がないことの確認を職員が行ってから実施していただきます。

◎持ち込み品の紛失・故障（破損含む）・水没等については、責任を負いかねます。

５．非常災害対策

・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター
・防災訓練　　年２回以上

６．禁止事項

当施設では、多くの方に安心してサービスの提供を受けていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

７．要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話　０８２－４２２－１５６０）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

また、下記の公的機関・第三者委員へ直接、申し出ることもできます。その際は、各申し出先より助言や指導をいただき対応させていただきます。

相談窓口　苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

お客様相談コーナー	電話番号	（０８２）４２２－１５６０
	ＦＡＸ番号	（０８２）４２１－０８３８
	相談先	施設長、支援相談員
	受付時間	８：３０～１７：３０（平日のみ）

○公的機関の苦情報告先

市　町	〒739-8790	広島県東広島市西条町栄町 8-29 東広島市介護保険課
	電話番号	（０８２）４２０－０９３７
	ＦＡＸ番号	（０８２）４２２－２４１６
	受付時間	８：３０～１７：１５
国保連	〒730-8503	広島県広島市中区東白島町 19 番 49 号 「国保会館」　苦情窓口係
	電話番号	（０８２）５５４－０７８３
	ＦＡＸ番号	（０８２）５１１－９１２６
	受付時間	８：３０～１７：１５

○第三者委員

社会福祉法人石川福祉会　桜が丘保養園　施設長	
電話番号	（０８２）４２３－２５９５
社会福祉法人特別養護老人ホーム　長寿苑　苑長	
電話番号	（０８２）４２５－２０００

８．その他

（１）施設のご案内

当施設においての詳細は、パンフレットを用意してありますので、お申し出下さい。

（２）その他当施設に関連した介護保険サービスとして

①介護老人保健施設事業（ロングステイ）

②短期入所療養介護事業（ショートステイ）

（３）法人事業

①木阪病院

②木阪クリニック

③看護小規模多機能型居宅介護きさか

④サンひまわり居宅介護支援事業所

⑤木阪病院病後児保育室

⑥木阪病院（訪問リハビリテーション）

＜別紙２＞

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
（令和８年６月１日現在）

１．介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証等を確認させていただきます。

また、月に一度、介護保険証等を確認させていただきますので、利用日にご持参いただきますようお願いいたします。

２．通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

３．利用料金

（１）通所リハビリテーションの基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度および利用時間によって利用料が異なります。以下は１日当たりの自己負担分です。「介護保険負担割合証」の割合によって計算させていただきます。）

単位数単価：10.17円

	［１割］	［２割］	［３割］
［１時間以上２時間未満］			
・要介護１	３７６円	７５１円	１，１２６円
・要介護２	４０５円	８１０円	１，２１５円
・要介護３	４３７円	８７３円	１，３０９円
・要介護４	４６６円	９３２円	１，３９８円
・要介護５	５００円	９９９円	１，４９８円
［２時間以上３時間未満］			
・要介護１	３９０円	７７９円	１，１６９円
・要介護２	４４７円	８９３円	１，３４０円
・要介護３	５０７円	１，０１３円	１，５２０円
・要介護４	５６５円	１，１２９円	１，６９４円
・要介護５	６２３円	１，２４５円	１，８６８円
［３時間以上４時間未満］			
・要介護１	４９５円	９８９円	１，４８３円
・要介護２	５７５円	１，１５０円	１，７２４円
・要介護３	６５４円	１，３０８円	１，９６２円
・要介護４	７５６円	１，５１２円	２，２６７円
・要介護５	８５７円	１，７１３円	２，５６９円

	［１割］	［２割］	［３割］
［４時間以上５時間未満］			
・要介護１	５６３円	１，１２５円	１，６８８円
・要介護２	６５３円	１，３０６円	１，９５９円
・要介護３	７４３円	１，４８５円	２，２２８円
・要介護４	８５９円	１，７１７円	２，５７５円
・要介護５	９７４円	１，９４７円	２，９２０円
［５時間以上６時間未満］			
・要介護１	６３３円	１，２６５円	１，８９８円
・要介護２	７５１円	１，５０１円	２，２５２円
・要介護３	８６７円	１，７３３円	２，６００円
・要介護４	１，００４円	２，００８円	３，０１２円
・要介護５	１，１３９円	２，２７８円	３，４１７円
［６時間以上７時間未満］			
・要介護１	７２８円	１，４５５円	２，１８２円
・要介護２	８６５円	１，７２９円	２，５９４円
・要介護３	９９８円	１，９９６円	２，９９３円
・要介護４	１，１５７円	２，３１３円	３，４６９円
・要介護５	１，３１２円	２，６２４円	３，９３６円
② 理学療法士等体制強化加算			
（1時間以上２時間未満のみ対象）	３０円	６０円	９０円
③ リハビリテーション提供体制加算			
（３時間以上４時間未満） 1	１２円	２４円	３６円
（４時間以上５時間未満） 2	１６円	３２円	４８円
（５時間以上６時間未満） 3	２０円	４０円	６０円
（６時間以上７時間未満） 4	２４円	４８円	７２円
④ 入浴代：介助による場合（Ⅰ）	４０円	８０円	１２０円
〃 （Ⅱ）	６０円	１２０円	１８０円

※通所リハビリテーション利用時間帯によっては、入浴サービスを提供できないことがあります。

⑤ リハビリテーションマネジメント加算 イ			
通所リハマネジメント加算１１（６月以内）	５７０円	１，１３９円	１，７０９円
通所リハマネジメント加算１２（６月超）	２４４円	４８８円	７３２円
リハビリテーションマネジメント加算ロ			
通所リハマネジメント加算２１（６月以内）	６０３円	１，２０６円	１，８０９円
通所リハマネジメント加算２２（６月超）	２７８円	５５６円	８３３円
リハビリテーションマネジメント加算 ハ			
通所リハマネジメント加算３１（６月以内）	８０７円	１，６１２円	２，４２０円
通所リハマネジメント加算３１（６月超）	４８１円	９６２円	１，４４３円
リハビリテーションマネジメント加算４	２７５円	５４９円	８２４円
⑥ 短期集中個別リハビリテーション実施加算	１１２円	２２４円	３３６円
⑦ 認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）	２４４円	４８８円	７３２円

	認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅱ）			
	（１月につき）	１，９５３円	３，９０６円	５，８５８円
		［１割］	［２割］	［３割］
⑧	生活行為向上リハビリテーション実施加算			
	（１月につき）	１，２７２円	２，５４３円	３，８１４円
⑨	若年性認知症利用者受入加算	６１円	１２２円	１８３円
⑩	栄養アセスメント加算（１月につき）	５１円	１０２円	１５３円
⑪	栄養改善加算	２０４円	４０７円	６１１円
⑫	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	２１円	４１円	６１円
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	５円	１０円	１５円
⑬	口腔機能向上加算（Ⅰ）	１５３円	３０５円	４５８円
	口腔機能向上加算（Ⅱ）イ	１５８円	３１６円	４７３円
	口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ	１６３円	３２６円	４８９円
⑭	重度療養管理加算	１０２円	２０４円	３０６円
⑮	中重度者ケア体制加算	２１円	４１円	６１円
⑯	科学的介護推進体制加算（１月につき）	４１円	８２円	１２２円
⑰	送迎減算	－４８円	－９６円	－１４４円
⑱	退院時共同指導加算	６１１円	１，２２１円	１，８３１円
⑲	移行支援加算	１３円	２５円	３７円
⑳	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	２３円	４５円	６７円

㉑ 中山間地域等サービス提供加算：
１日につき所定単位数の５％に相当する単位数を加算します。

㉒ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ：
一月の所定単位数の１１．１％に相当する単位数を加算します。

㉓ 地域区分加算　：　一月の所定単位数の１．７％に相当する単位数を加算します。

（２）介護予防通所リハビリテーションの基本料金
施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は１月当たり（日割り）の自己負担分です）

		［１割］	［２割］	［３割］
①	・要支援１	２，３０７円	４，６１３円	６，９２０円
		（７６円）	（１５３円）	（２３０円）
	・要支援２	４，３００円	８，６００円	１２，９００円
		（１４３円）	（２８６円）	（４３０円）
②	生活行為向上リハビリテーション加算（１月につき）	５７２円	１，１４３円	１，７１５円
③	若年性認知症利用者受入加算（１月につき）	２４４円	４８８円	７３２円
④	１２月超減算２１（要支援１）（１月につき）	－１２２円	－２４４円	－３６６円
	１２月超減算２２（要支援２）（１月につき）	－２４４円	－４８８円	－７３２円

		［１割］	［２割］	［３割］
⑤	退院時共同指導加算	６１１円	１，２２１円	１，８３１円
⑥	栄養アセスメント加算（１月につき）	５１円	１０２円	１５３円
⑦	栄養改善加算	２０４円	４０７円	６１１円
⑧	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	２１円	４１円	６１円
	口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	５円	１０円	１５円
⑨	口腔機能向上加算（Ⅰ）（１月につき）	１５３円	３０５円	４５８円
	口腔機能向上加算（Ⅱ）（１月につき）	１６３円	３２６円	４８９円
⑩	一体的サービス提供加算	４８９円	９７７円	１，４６５円
⑪	科学的介護推進体制加算（１月につき）	４１円	８２円	１２２円
⑫	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（１月につき）			
	要支援１	９０円	１７９円	２６９円
	要支援２	１７９円	３５８円	５３７円

⑬ 中山間地域等サービス提供加算（日割り含む）：
１日につき所定単位数の５％に相当する単位数を加算します。

⑭ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ：
一月の所定単位数の１１．１％に相当する単位数を加算します。

⑮ 地域区分加算　：　一月の所定単位数の１．７％に相当する単位数を加算します。

（３）その他の料金

①	食費	昼食（おやつ代含む）	７７０円
		おやつ代（食事をされなかった方のみ）	５５円

※原則として食堂でおとりいただきます。なお、（介護予防）通所リハビリテーション利用時間帯によっては、食事の提供ができないことがあります。

② 送迎代（通常の事業の実施地域（西条町、高屋町、志和町、八本松町）以外の送迎）
１Kmあたり　２０円

③ 嗜好品費（個別の希望品）　実費

④ おむつ代　紙パンツ（M）８３円/枚、（L）８９円/枚、（LL）９７円/枚、
紙おむつ（M）７５円/枚、（L）９０円/枚、
尿とりパット　２０～３２円/枚

⑤ 文書料（診断書等作成料）　実費

⑥ 日常生活費（タオル　大・小、おしぼり、シャンプー、リンス、ソープ、ティッシュ）
１５０円/日（希望された方のみ）

⑦ 教養娯楽費　実費

（４）支払い方法

・　毎月１７日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。（翌月の請求書に同封する場合があります）

・　お支払い方法は、銀行振込、金融機関口座自動引き落としの２方法があります。利用申込み時にお選びください。

（５）キャンセル料

①利用者がサービスの利用を中止する際には、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）：（０８２）４２２－１５６０　（介護老人保健施設きさか）

②利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用日の前々日までにご連絡ください。前日又は当日のキャンセルは、次のキャンセル料を申受けることになりますのでご了承ください。ただし、利用者の容態の急変など、緊急かつやむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は申し受けません。

③キャンセル料は、利用者負担金の支払いに併せてお支払いただきます。

時　　期	キャンセル料	備　考
サービス利用日の前々日まで	無　料	
サービス利用日の前日まで	利用者負担金の　５０％	
サービス利用日当日	利用者負担金の１００％	

＜別紙３＞

個人情報の利用目的

（令和６年９月１日現在）

介護老人保健施設きさかでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
　－入退所等の管理
　－会計・経理
　－事故等の報告
　－当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
　－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
　－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
　－検体検査業務の委託その他の業務委託
　－家族等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
　－保険事務の委託
　－審査支払機関へのレセプトの提出
　－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
　－当施設において行われる学生の実習への協力
　－当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

・当施設の管理運営業務のうち
　－外部監査機関への情報提供